

広島県告示第五百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年九月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
向田A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
安芸郡	坂町小屋浦三丁目	一〇三九七番一地先水路敷	標柱一号
		一〇八三番一	標柱二号、三号及び四号
		一〇八二番	標柱五号
		一〇四〇八番二地先里道敷	標柱六号
		一〇四〇二番	標柱七号
		一〇三九七番一地先水路敷	標柱八号